保育認定について

保育所等を利用する場合は、保育の必要性の認定を受けていただく必要があり、市から下表の２つの区分に応じた認定を通知します。

また、保育の必要量によって、さらに、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。**保育事由が就労で、保育標準時間認定の方は、１か月１２０時間以上の勤務（休憩時間・通勤時間を含む）が必要となります。**

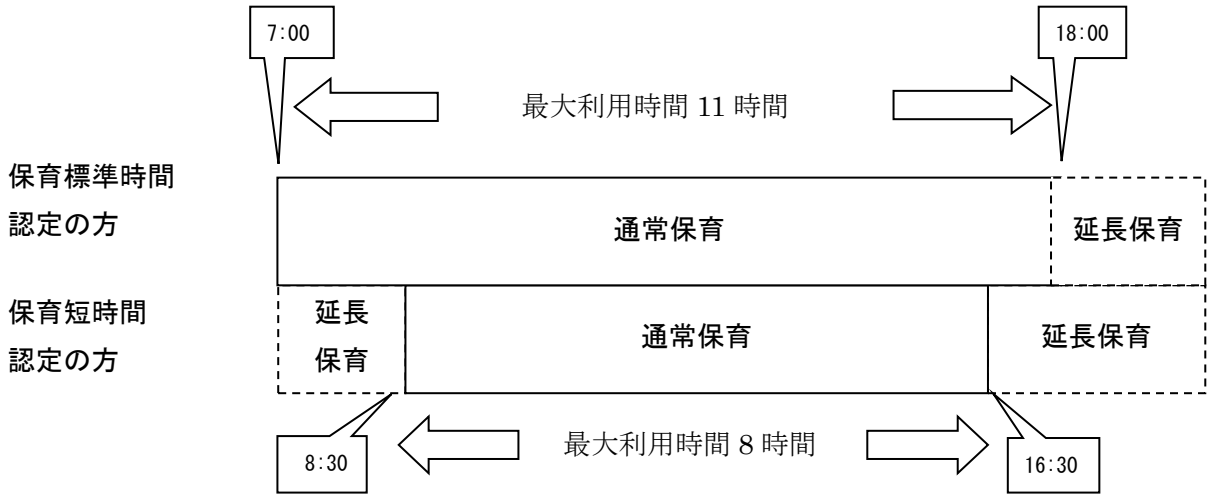
【保育認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
２号認定	満３歳以上	必　要	保育所等
３号認定	満３歳未満	必　要	保育所等

※ 保育を必要とする事由等に変更が生じた場合には、支給認定申請書及び就労証明書等をご提出ください。**毎月１５日（土・日・祝の場合は前開庁日）までにご提出いただければ、翌月分より見直しさせていただきます。１６日以降のご提出については、翌々月分からの見直しとなります。**

※ 保育所等在園中に満３歳になられた場合は、２号認定の通知書をお送りします。

【保育の必要量】



※延長保育については、別途延長保育料が必要となります。

※にこにこ保育園の保育短時間は8:00～16:00又は8:30～16:30となります。

保育の必要性の認定基準

① １か月６０時間以上労働することを常態としていること。（昼間４時間以上かつ１か月１５日以上）ただし、夜間６時間以上の場合は夜勤でも可。

② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。（出産（予定）月の前後２か月）

③ 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。

④ 長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時介護、又は看護していること。

⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

⑥ 起業の準備を含む、求職活動を継続的に行っていること。（３か月かつ同一年度内に一度のみ）

⑦ 学校に在学している、又は職業訓練を受けていること。

⑧ 虐待やＤＶのおそれがあること。

⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。

⑩ 市長が認める前各号に類する状態にあること。